

## 行政ネットワーク機器更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、米原市（以下「市」という。）が「行政ネットワーク機器更新業務」を委託するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度 米デジタ第6号 行政ネットワーク機器更新業務
- (2) 業務内容 別紙「行政ネットワーク機器更新業務 プロポーザル仕様書」のとおり。
- (3) 業務期間
  - ①設計・構築業務 契約締結日の7日以内から令和8年(2026年)6月30日まで
  - ②機器等調達業務 令和8年(2026年)7月1日から令和13年(2031年)6月30日までの60か月
  - ③運用保守業務 令和8年(2026年)7月1日から令和13年(2031年)6月30日までの60か月

### 3 業務に要する費用（予定価格）

5か年で総額 347,325,529円（消費税および地方消費税を含む。）

※総額には、設計・構築、機器およびソフトウェア購入・保守費用、使用料、リース料等の全て費用を含むこと。

※見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

※設計・構築業務については、工事等の請負契約を指し業務完了後に一括支払いする。

※機器等調達業務については、リースによる契約とし令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）までにわたる分割支払とする。

※運用保守業務については、リース契約に含まない60か月分割支払とする。

### 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たすものであること。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。また、未登録の場合は、次の書類を参加申込の手續に併せて提出すること。
  - ア 商業・法人登記簿謄本（写し可）
    - ※全部事項証明書（謄本）現在事項証明書 等
  - イ 納税証明書（国税、県税、市税）（写し可）
    - ※課税されていない場合は、その旨を記載した申立書（任意様式）
    - ・国税（法人税、消費税等）については、税務署長発行の証明書
    - ・都道府県税（法人事業税、自動車税等）については、都道府県税事務所長発行の証明書
  - ※委託先がある場合は、委任先住所地の証明書
    - ・米原市税（法人市民税、固定資産税等）については、米原市発行の証明書
  - ※本店または委任先所在地が米原市内の場合に必要
  - ウ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（写し可）
    - ・直近の事業年度のもの（1年分）を提出すること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。
  - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手續開始の申立てがなされている者
  - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者

- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
  - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからオのいずれにも該当する者でないこと。
- ア 米原市暴力団排除条例(平成23年米原市条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)もしくは同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - イ 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
  - エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 前記アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 過去10年間(平成27年度から令和6年度)に、令和2年国勢調査による人口3万人以上の地方公共団体(都道府県・市・町・特別区)において、インターネットおよびLGWANと接続された市内ネットワーク構築業務の主たる受託者または一次下請けとして業務を受託した実績を有していること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の基準を満たす認証(JIS Q 27001またはISO/IEC 27001)を取得していること。

## 5 質問の受付および回答

- (1) 提出期限：令和7年5月9日(金)午後3時まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。  
※電話等による質問に対しては回答しないこととする。
- (3) 回答期間：令和7年5月16日(金)まで
- (4) 回答方法：市公式ウェブサイトにおいて公開する。なお、回答は随時公開とする。

## 6 参加申込書・企画提案書等の作成および提出

- (1) 提出書類および必要部数
  - ア 参加申込書等 原本1部
    - ①公募型プロポーザル参加申込書(様式2)
    - ②会社概要書(様式3)
    - ③参加資格確認書(様式4)
    - ④実績確認書(様式5)
  - イ 企画提案書等 原本2部、副本10部
    - 原本、副本いずれもカラー印刷、A4ファイル綴じとすること。また、併せて電子ファイルを提出することとし、PDF形式およびMicrosoft Office 2016(Word、ExcelまたはPowerPoint)以降のOpenXML形式とすること。
    - ①公募型プロポーザル 企画提案書提出書(様式6)
    - ②行政ネットワーク機器更新業務 企画提案書(任意の様式)
    - ③その他必要書類
      - ・業務協力予定書(様式7)
      - ・業務従事者一覧(様式8)
      - ・業務統括責任者調書(様式9)
      - ・必須要件確認書(様式10)

- ・提案内容一覧表（様式 11）
  - ・調達予定の機器（任意の様式）
  - ・ソフトウェア一覧表（任意の様式）
  - ・見積書（任意の様式）
  - ・見積内訳書（任意の様式）
- (2) 提出書類の作成上の注意点  
行政ネットワーク機器更新業務 企画提案書、およびその他必要書類は「行政ネットワーク機器更新業務 プロポーザル仕様書 【別紙 1\_提案書作成要領】」に従って作成すること。
- (3) 参加表明書・企画提案書等の提出期限等
- ア 提出期限
- ①参加申込書等  
令和 7 年 4 月 14 日（月）から令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 3 時まで（必着）
  - ②企画提案書等  
令和 7 年 4 月 14 日（月）から令和 7 年 5 月 29 日（木）午後 3 時まで（必着）
- イ 提出場所  
米原市役所（本庁舎）政策推進部デジタル未来推進課
- ウ 提出方法  
持参または郵送によること。なお、郵送で提出する場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法とすること。

## 7 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

- (1) 第 1 次審査（選定業者の参加資格確認等）  
提出された参加申込書および企画提案書等を書類審査して米原市建設工事等契約審査会において提案者として選定する。  
実施日：令和 7 年 6 月 16 日（月）【予定】
- (2) 第 2 次審査（プレゼンテーションおよび質疑応答による審査）
- ア 第 1 次審査により選定された者に対し企画提案書等についてのプレゼンテーションおよび質疑応答を実施し、8 に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定し、優先交渉権者とする。併せて、次点交渉権者を選定する。
- イ 提案者が 1 者の場合、「その他有益な提案」および「見積額」を除く評価項目の評点が全て 3 以上、かつ費用を除く評価点合計が合格点（6 割）に達している場合は、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない。
- ウ プレゼンテーションで使用する機材は、提案者が準備すること。ただし、プロジェクタ、スクリーン、HDMI ケーブルについては米原市において準備することとする。
- エ プレゼンテーションおよび質疑応答の参加者は 10 名までとする。なお、提案者が用意するオンライン会議システム等による参加者については、人数制限はないものとする。プレゼンテーションおよび質疑応答は、主に従事予定者が行うこと。
- オ 1 者のプレゼンテーションの持ち時間は、プレゼンテーション（45 分以内）およびヒアリング（30 分以内）とし、順次個別に行うものとする。
- カ プレゼンテーションは別紙「行政ネットワーク機器更新業務に係る評価方法および配点」で第 2 次審査に配点されている項目順に沿って説明すること。
- キ プレゼンテーションの提案順序については、くじにより決定するものとする。

実施日：令和7年6月25日（水）【予定】

予備日：令和7年6月27日（金）【予定】（提案事業者数が5者以上の場合）

実施場所：米原市役所（本庁舎） 会議室4-A【予定】

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を書面により提案者全員に通知する。なお、選定された者のみ、プレゼンテーションを実施する旨を通知する。

イ 第2次審査

審査結果を書面により提案者全員に通知する。

8 審査基準および配点

プロポーザルは別紙「行政ネットワーク機器更新業務に係る評価方法および配点」に基づき審査する。

9 日 程

項番	手 順	期限等
1	公告（案件公表、資料配布）	令和7年4月14日（月）
2	質問受付期限	令和7年5月9日（金）午後3時まで
3	参加申込書等の提出期限	令和7年5月9日（金）午後3時まで
4	質問回答期限	令和7年5月16日（金）
5	企画提案書等の提出期限	令和7年5月29日（木）午後3時まで
6	第1次審査（選定業者の参加資格確認等）	令和7年6月4日（水）【予定】
7	第1次審査の結果通知	令和7年6月18日（水）【予定】
8	第2次審査（プレゼンテーション）	令和7年6月25日（水）【予定】 令和7年6月27日（金）予備日【予定】
9	第2次審査の結果通知	令和7年6月下旬頃【予定】
10	契約手続（本契約および仮契約） ※仮契約は、米原市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に該当する業務のみ。	令和7年7月上旬頃【予定】
11	契約手続（本契約） ※米原市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に該当する業務のみ。	令和7年9月下旬頃 議会議決【予定】

10 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先および提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書（行政ネットワーク機器更新業務）の金額が、3に定める業務に要する費用（予

定価格)を超過したもの

## 11 契 約

優先交渉権者と契約交渉を行い、双方の合意が得られた時点で随意契約による契約を締結する。ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととする。

## 12 その他注意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、特に定めがある以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 米原市情報公開条例（平成17年米原市条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

- (6) 本プロポーザルの参加に関する費用は、全て提案者の負担とする。

## 13 担当部署（提出・問合せ先）

（問合せ・提出先）

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地  
米原市役所（本庁舎）政策推進部デジタル未来推進課  
TEL 0749-53-5169（直通）  
E-Mail johoh@city.maibara.lg.jp